

石川県公報

平成26年3月18日
第12680号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○高病原性鳥インフルエンザの検査の実施 (同)	7
○介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	2	○馬の馬伝染性貧血の検査の実施 (同)	8
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○蜜蜂の腐蛆病の検査の実施 (同)	8
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○保安林の指定の解除予定 (森林管理課)	8
○介護支援給付のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	3	○保安林の指定の解除予定の通知 (同)	9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3	○県道の区域の変更 (道路整備課)	9
○土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定 (環境政策課)	3	○県道の供用の開始 (同)	9
○牛の結核病の検査の実施 (農業安全課)	5	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	10
○牛のブルセラ病の検査の実施 (同)	5	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (経営対策課)	10
○牛のヨーネ病の検査の実施 (同)	5	○肥料登録失効公告 (農業安全課)	10
○牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施 (同)	5	○基本測量実施公告 (監理課)	11
○牛伝達性海綿状脳症の検査の実施 (同)	6	○基本測量終了公告 (同)	11
○豚のオーエスキー病の検査の実施 (同)	6	○土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	11
○豚の豚流行性下痢及び伝染性胃腸炎の検査の実施 (同)	6	○選挙管理委員会 ○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 12 ○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 12 ○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 12 ○県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 12	
○豚の豚コレラの検査の実施 (同)	7	○平成24.1.6第12455号中	13
○豚の豚繁殖・呼吸障害症候群の検査の実施 (同)	7		

告 示

石川県告示第88号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団勝木会	小松市大文字町88番地	芦城クリニック 健康スタジオ	小松市土居原町175番地	平成25年 12月1日
たんぼほ薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地	小松たんぼほ薬局	小松市土居原町176番地 2	〃

株式会社阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大榎町1番18号	阪神調剤薬局 さくら店	七尾市桜町78-1	〃
株式会社月桂樹	金沢市長土堀2丁目7番24号	笑い家デイサービス みはらしの家	輪島市市ノ瀬町12-177	平成26年 1月1日
株式会社 エムアンド エム	鳳珠郡穴水町岩車マの66番地	ヘルパーステーション 蒼葉	七尾市奥原町上167番地 メープルハイムわくら 102号	〃
株式会社サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76番地1	デイサービス 太陽の ひだまり茶屋	白山市茶屋2丁目60番地 1	平成26年 2月1日
株式会社 ゆう	七尾市能登島曲町壱参9番地甲	グループほーむ 沙羅 の郷	七尾市能登島曲町壱参9番地甲	〃

石川県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
内灘町	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	内灘町地域包括支援センター	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	平成26年 1月1日

石川県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団勝木会	小松市大文字町88番地	芦城クリニック	小松市大文字町88番地	平成25年 11月30日

石川県告示第91号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団勝木会	小松市大文字町88番地	芦城クリニック 健康 スタジオ	小松市土居原町175番地	平成25年 12月1日
たんぼぼ薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地	小松たんぼぼ薬局	小松市土居原町176番地 2	〃

株式会社阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大槻町1番18号	阪神調剤薬局 さくら店	七尾市桜町78-1	〃
株式会社月桂樹	金沢市長土堀2丁目7番24号	笑い家デイサービス みはらしの家	輪島市市ノ瀬町12-177	平成26年 1月1日
株式会社 エムアンド エム	鳳珠郡穴水町岩車マの66番地	ヘルパーステーション 蒼葉	七尾市奥原町上167番地 メープルハイムわくら 102号	〃
株式会社サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76番地1	デイサービス 太陽の ひだまり茶屋	白山市茶屋2丁目60番地 1	平成26年 2月1日
株式会社 ゆう	七尾市能登島曲町壱参9番地甲	グループホーム 沙羅 の郷	七尾市能登島曲町壱参9番地甲	〃

石川県告示第92号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
内灘町	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	内灘町地域包括支援センター	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	平成26年 1月1日

石川県告示第93号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団勝木会	小松市大文字町88番地	芦城クリニック	小松市大文字町88番地	平成25年 11月30日

石川県告示第94号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同条第4項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 要措置区域

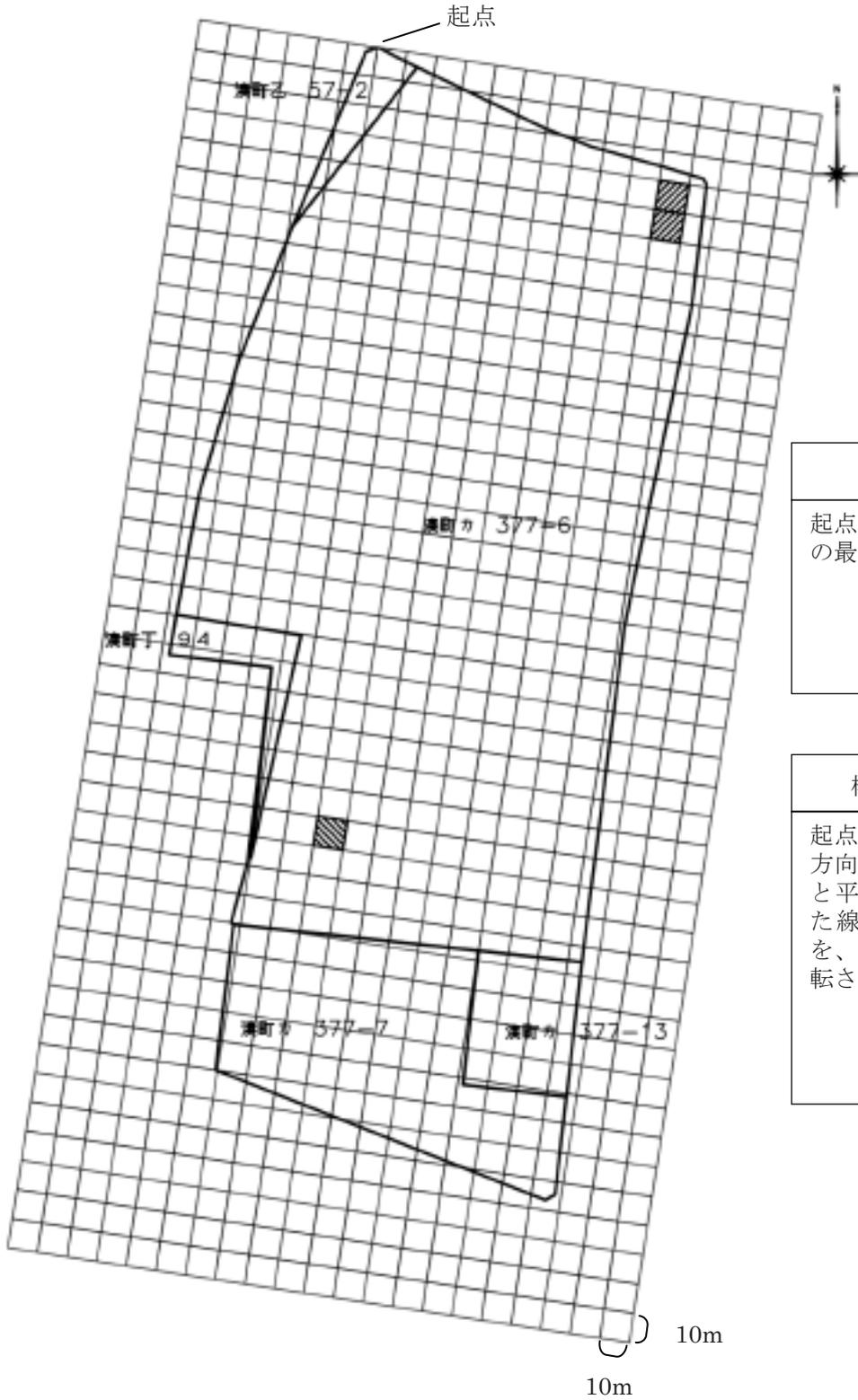
白山市湊町カ337番6の一部（別図のとおり）

2 要措置区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 砒素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

別 図



起 点

起点は、白山市湊町乙 57 番 2 の最北端とする。

格子の回転角度 9 度

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を交点に右方向に回転させた角度を示す。

要措置区域

 カドミウム及びその化合物 (2単位区画)
 砒素及びその化合物 (1単位区画)

石川県告示第95号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の結核病の検査を次のとおり実施する。
平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第96号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病の検査を次のとおり実施する。
平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第97号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。
平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第1号から第4号までに掲げる牛
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第98号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予察のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年6月1日から同年11月30日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第99号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
感染牛の摘発及び地域における清浄性の確認のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第100号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の検査を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第101号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚流行性下痢及び伝染性胃腸炎の検査を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（抗体保有状況の把握）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県外導入豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第102号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚コレラの検査を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第103号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚繁殖・呼吸障害症候群の検査を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（抗体保有状況の把握）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第104号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザの検査を次の

とおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予察のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
- 4 検査の方法
血清抗体検査（エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応）及びウイルス分離検査

石川県告示第105号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬の馬伝染性貧血の検査を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第7号まで及び第9号に掲げる馬
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第106号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病の検査を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている蜜蜂全群
- 4 検査の方法
臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

石川県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除予定保安林の所在場所
輪島市門前町二又川壺〇六43の5、44の4、45の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

石川県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除予定保安林の所在場所
小松市新保町巳1の24・1の29・午1の48・1の49・1の52・1の63（以上6筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

石川県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年3月18日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
鮭尾比良線	鳳珠郡穴水町字比良五23番地先から 鳳珠郡穴水町字比良五23番地先まで	旧	3.50 ~ 3.75 44.6	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	3.75 ~ 14.65 44.6	
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字河内井29番2地先から 鳳珠郡穴水町字河内井29番2地先まで	旧	3.85 ~ 8.20 77.2	〃
		新	4.60 ~ 14.80 77.2	
内浦柳田線	鳳珠郡能登町字合鹿式〇号31番1地先から 鳳珠郡能登町字合鹿ヌ部4番地先まで	旧	53.47 ~ 92.79 259.6	〃
		新	26.12 ~ 42.95 259.6	

石川県告示第110号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年3月18日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢鶴来線	金沢市寺町五丁目295番1地先から 金沢市寺町五丁目393番1地先まで	平成26年3月18日	県央土木 総合事務所 維持管理課
鮭尾比良線	鳳珠郡穴水町字比良五23番地先から 鳳珠郡穴水町字比良五23番地先まで	〃	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字河内井29番2地先から 鳳珠郡穴水町字河内井29番2地先まで	〃	〃

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請を受理した年月日
平成26年2月26日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ライフステージ
- 3 代表者の氏名
田中 朋子
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市みずき3丁目235番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ人々に対して、地域生活支援に関する事業を行い、地域社会に根ざした障害児（者）福祉の向上を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年3月19日から同年4月17日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
倉見地区	県営中山間地域総合整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	津幡町農林振興課

肥料登録失効公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録が失効した。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の 名称及び住所	失効 年月日
石川県 第213号	加工家さん ふん肥料	レア・ゴー ルド	窒素全量 2.7% りん酸全量 5.5% 加里全量 3.9%	含有を許される有害成 分の最大量及びその他 の制限事項は、公定規 格のとおり	イセファーム東北 株式会社 宮城県加美郡色麻 町黒沢字切付7番 地の10	平成26年 1月22日

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 「電子国土基本図(地図情報)」修正測量	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	県内全域

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 (空中写真撮影・オルソ作成)	平成25年7月1日から 平成26年2月28日まで	金沢市

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整合法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
いしかわサイエンスパーク土地区画整理事業
- 施行者の名称
石川県
- 事務所の所在地
金沢市鞍月一丁目1番地
- 施行認可の年月日
平成5年2月10日
- 変更認可の年月日
平成26年3月6日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年3月18日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,844人

石川県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年3月18日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,775人

石川県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年3月18日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,557人
七 尾 市 選 挙 区	15,891人
小 松 市 選 挙 区	28,962人
輪 島 市 選 挙 区	8,539人
珠 洲 市 選 挙 区	4,746人
加 賀 市 選 挙 区	19,666人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,458人
か ほ く 市 選 挙 区	9,360人
白 山 市 選 挙 区	30,062人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,433人
野 々 市 市 選 挙 区	13,186人
河 北 郡 選 挙 区	17,078人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,379人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,260人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,492人

石川県選挙管理委員会告示第45号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年3月18日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,775人

正 誤

平成24年1月6日発行の石川県公報第12455号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
3	石川県告示第7号	(1) 立木の伐採の方法 変更しない。	(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

